山ノ内町観光総合パンフレット制作業務仕様書

１．趣旨

山ノ内町への誘客促進を図るため、町の主たる観光地の魅力を広く効果的に伝え、旅マエ・旅ナカにおける情報収集に役立ち、山ノ内町を旅先として選んでもらうことを目的とした訴求力のある観光 PR パンフレットを作成する。

２．業務内容

企画立案、構成、デザイン、写真撮影、編集、印刷、パンフレットと連携した電子データの制作など観光パンフレット制作に必要なすべての業務

３．制作方針

（１）町内の主たる観光地である志賀高原・湯田中渋温泉郷・北志賀高原の情報や魅力を、訪れてみたくなるような写真やキャッチコピーにより伝えるものとすること

（２）町の総合観光パンフレットとしての面を考慮し、町全体の魅力をバランスよく伝え、「観光」「農業」「文化・歴史」「特産品」「交通アクセス」は最低限盛り込むこと

（３）旅マエでの利用を想定し、主要な駅での配架やイベントでの配布など多くのパンフレットがある中でも手に取ってみたくなるインパクトのあるものとすること

（４）モデルコースを効果的に掲載し、グルメやアクティビティなどまち歩きや滞在時間の増加を促し、かつ移動方法や距離感などが把握でき、旅ナカでの利用にも役立つ内容とすること

（５）紙媒体のパンフレットと連携した電子マップを作成し、閲覧者の環境に合わせて多言語に対応する仕様とすること

（６）電子マップには宿泊施設、飲食店、日帰り温泉等、旅行者が必要と思われる情報を掲載し、必要に応じて最新の情報に更新できるものとすること

（７）当観光局のウェブサイトや SNS と連携させ、旅ナカの過ごし方や楽しみ方がイメージできる工夫をすること

（８）紙媒体と当観光局のウェブサイトの連携・連動を想定したものとすること（令和７年度に当観光局のウェブサイトはリニューアルを予定しており、本業務の受託者に当該業務の委託を予定している）

（９）規格、用紙等の仕様や台割等、その他の事項は受託者の提案を受け別途協議するものとする

４．成果物の納品

（１）納入品　紙パンフレット（80,000 部）及び電子データ（ウェブ掲載用）、電子マップデータ

（２）納入先　一般財団法人山ノ内まちづくり観光局（長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3227-2）

５．履行期間

契約日から令和７年３月 31 日（月）

６．その他

（１）成果物に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行ったうえで納品すること

（２）成果物の全ての版権は委託者に帰属するものとする

（３）本仕様書に明示なき事項及び内容に疑義が生じた場合には、双方の協議により業務を進めることとする